

高齢者虐待の防止のための指針

株式会社かなで
訪問看護ステーションかなエル

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第73条第7号に基づく高齢者虐待の防止のための指針を、以下のように定める。

1. 虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要である。

当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し利用者様に寄り添い、より良い生活の支えになるよう優しく温かい看護を提供する事を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処し再発防止策を講ずる。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について本指針に定める。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理する。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

類型	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第73条第7号に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として、「訪問看護ステーションかなエール虐待防止検討委員会」(以下、委員会)を設置する。

2) 委員会の組織

本委員会の委員長は当ステーションの管理者とする。本委員会は委員長兼「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下、担当者)が中心となり構成し、委員会のその他メンバーは委員長が選出する。各構成員の役割は下表のとおりとする。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
管理者	委員長(責任者)・担当者 委員会の指揮・運営・管理
その他メンバー	虐待防止措置の周知、進捗管理
	利用者・家族等への説明、相談対応
	医療的ケアに関する検討

3) 委員会の開催

委員会は委員長の招集により、年1回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催します。必要に応じて他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

4) 委員会における検討事項(所掌事項)

委員会では以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定する。

- (1) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し周知徹底を図る。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、職員に対する職員研修を、年1回実施する。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施する。

3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定める。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「虐待防止・対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、保管・管理する。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、委員会で検討し参加率向上に努める。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者(利用者)を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括センターまたは自治体の窓口に連絡する。また、養護者・職員による虐待である場合にも同様に対処・連絡する。
なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

2) 事業所内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者(利用者)を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会スタッフに報告する。この際、報告の方法・式、及び報告する委員会スタッフは問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けたスタッフは、共通報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告する。

報告を受けたらかなエールの高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき対応する。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処を行う。また、緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先し対応する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項、虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4. 1) 及び 2) に準ずる。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、ケアマネージャーや相談支援員に相談したう

えで各担当区役所及び各区社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介する。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、ケアマネージャーや相談支援員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口(管理者)において受け付ける。苦情を受けたスタッフは管理者へ報告する。苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には委員会に報告する。また、苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族(身元引受人等)、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に常設されている高齢者虐待防止・対応マニュアルと共に保管し自由に閲覧可能とする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1)「高齢者虐待防止・対応マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

2)外部研修への積極的な参加

外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図る。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

11. 附則 2023年7月1日施行